# コアジサシ保全回復事業計画

平成 24 年 11 月 13 日 京都府告示第 658 号

### 第1 事業の目標

コアジサシは、本州以南に渡来し繁殖するが、京都府内においては淀川水系の河川に夏 鳥として渡来し、河川敷の砂州などに営巣する。府内での繁殖個体数は極めて少ない。府 内では4月下旬頃、主に淀川水系の河川に姿を見せ、河川敷や造成地の砂礫地で営巣する。

近年、車両の乗り入れや人の入り込みによる営巣地の踏みつけ、河川敷の砂礫地が外来 植物のシナダレスズメガヤなどが繁茂し覆われて営巣に適した場所が消失することなどが 本種の繁殖にとって脅威となっており、絶滅の危機に瀕している。

本事業は、本種の府内における生息状況等の把握を行うとともに継続的な続くモニタリングを行い、その結果を踏まえて現存する生息地において本種の生息に必要な環境条件の維持及び改善、生息を圧迫する要因の軽減及び除去等を図り、また、かつて分布域であった地域等において、生息環境を改善しつつ、本種が自然状態で安定的に存続できる状態とすることを目標とする。

### 第2 事業の区域

京都府内の淀川水系における本種の生息域

#### 第3 事業の内容

## 1 生息状況等の把握及び生態等に関する知見の集積

本事業を適切かつ効果的に実施するするため、専門的な知識を有する者と連携を図りながら以下のとおり本種及び本種をとりまく生息状況等の動向を把握し、生態等に関する知見を集積するよう努める。

#### (1)生息状況等の調査等

本種の分布、生息及び繁殖の状況などに関する情報を蓄積するとともに、必要に応じてそれらの動向についてモニタリングを行う。また、死亡要因を把握するため、野外で死亡した個体が得られた場合は、収容状況の情報収集、当該個体の検査等の調査を行うよう努めるものとする。

## (2) 生息に適する環境の解明

(1)の調査研究の結果を踏まえ、営巣地となる河川敷の砂州の状況や草地の管理方法等について調査研究を行い、本種の生息や繁殖に適する環境の解明に努める。

### 2 地域における個体群の保護

繁殖地となる河川敷の砂州の踏み荒らしが本種の繁殖に対する大きな脅威となっているため、営巣地への人の立ち入りや車両の乗り入れなどを防止する対策を行う必要がある。

## 3 生息地における生息環境の維持及び改善

本種の自然状態における安定的な存続のためには、本種を取り巻く繁殖地、生息地など生態系全体を良好な状態に保つことが必要である。このため、1で得られた知見に基づき、本種の生物学的及び生態学的特性を十分に考慮しつつ、保全のための取組を行う。なお、本種の生息地周辺における本種の生息に影響を及ぼすおそれのある土地の利用及び開発の実施に際しては、関係機関との連携体制を整備すること等により、本種の生息に必要な環境条件を確保するため、その実施主体により配慮がなされるよう努める。

# (1) 営巣地の維持保全

本種は河川敷の砂礫地に営巣するが、近年、河川改修などにより河川敷のかく乱が減少し、その結果、砂州の植生遷移が進んだため、緑被率が高まり本種の繁殖に適した砂礫地が消滅しつつある。本種の繁殖を維持するためには、砂州における植物の繁茂や樹林化を防ぎ、緑被率を下げて砂州の裸地状態を維持する必要があり、そのための工法や植生の管理方法についての配慮を行うよう努める。

国の河川行政に係る地方関係機関などとも連携及び情報共有し、上記1の現状把握やモニタリング結果等を踏まえ、営巣地の保全に対する配慮を行うなど生息域の安定的な維持・改善を図るよう努める。

また本種については他府県において、営巣地として継続可能な屋上などの人工的裸地に集団営巣した場合に、隠れ場所を人為的につくるなどの保全事例がある。京都府においても、人工的裸地に営巣を開始した場合には、他府県の事例を参考に営巣地保全を図る。

## 4 傷病個体の救護

京都府、市町村、獣医師会、動物園等の関係機関との連携・協力により、傷病個体を救護施設に保護収容して、治療、リハビリテーションするとともに、野外での生活が可能な状態に回復した場合は、原則として野外に帰すものとする。また傷病の発生原因の究明により再発の防止に努める。

### 5 事業を効果的に推進するための方策

### (1)普及啓発等の推進

本事業を実効あるものとするためには、保全団体、事業者、国及び関係地方公共団体のみならず、関係地域の住民をはじめとする府民の理解及び協力が不可欠である。このため、本種の保護の必要性、本事業の実施状況等に関する普及啓発等を積極的に推進し、本種の保護に対する配慮及び協力を幅広く働きかける。特に本種のように地上に営巣する鳥の存在や生態についてはあまり理解が得られていないため、認識なく営巣地を踏み荒らすことのないよう、河川事業関係者や府民等に対して十分な啓発を行う。

また、国、関係地方公共団体、保全団体等は、研究機関、学校等の協力を得て、本種及び本種の保全に理解を深めるための学習会の開催等など本種についての理解を深めるための取組を行う。特に本種は、長距離の渡りをおこなう種であることから、国際的観点から本種の保全が重要である点について留意するものとする。

### (2)公共事業等の開発における配慮

1で得られた知見などを活用しつつ、本種に与える影響を回避もしくは極力軽減した工法及び管理手法、繁殖期を避けた施工時期などの採用に努め、関係地域の住民の理解を得つつ、生息地及びその周辺地域における保全対策への活用を図る。また、公共事業の実施にあたっては、京都府において行われている『環』の公共事業の理念に基づき事業を実施するよう配慮する。

## (3)効果的な事業の推進のための連携の確保

本事業の実施に当たっては、事業に係る国、京都府及び関係市町村などの関係行政機関、本種の生態等の研究に携わる研究者、保全活動団体、教育関係者、農林業関係者、本種の生息地及びその周辺地域の住民等の様々な主体の連携を図り、効果的に事業が推進されるよう努める。

なお、生息状況等の調査、生態等に関する知見の集積、生息環境改善に必須の事業については、保全対策の基本となる事業であり、府が主体的に取り組むものであるが、

それらの実施に当たっては条例に基づく府民協働による保全制度に基づき取り組みを 行う団体と連携して行う。

また、本種の地域個体群を保護していくためには広域にわたる生息環境の保全対策が重要であることから、近隣府県との情報共有や協働した保全の取り組みを推進する。さらに、本種は「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」の指定や「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」など別の法令でも規制を受けているので、保全回復事業の実施にあたって関係機関との調整を図る。